

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	政策調整会議	
開催日時	平成29年8月21日 午前9時28分から 午前10時37分まで	
開催場所	市長公室	
出席者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、内田健康づくり部長（途中退室）、澤田都市建設部長（途中入室）、小野里会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、比留間生涯学習部長、塩野監査委員事務局長、村沢都市建設部次長兼開発建築課長（澤田都市建設部長代理、途中退室）</p> <p>（担当課） 麦田福祉部次長兼保育課長、平塚同課主幹兼課長補佐、齊藤同課保育総務係長、井島同課保育係長 （事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、同課政策企画係白倉主任</p>	
会議内容	1 朝霞市保育園等の待機児童対策の基本方針（案）について	
会議資料	・朝霞市 保育園等の待機児童対策の基本方針（案）	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
その他の必要事項		

【議題】

- 1 朝霞市保育園等の待機児童対策の基本方針（案）について

【説明】

（担当課：麦田福祉部次長兼保育課長）

朝霞市保育園等の待機児童対策の基本方針 案 について説明する。

基本方針の内容について説明する前に、はじめに、待機児童対策についての、これまでの取り組みなどについて説明したい。

資料の2ページ、平成22年度からの取り組み状況を表している。

下のグラフをご覧いただき、一番左の濃い色の棒グラフが就学前児童数、次の薄い色が保育園の定員、次のちょっと濃い色が入所申込者数、上の折れ線グラフが待機児童数となっている。

本市では、就学前の児童数は、ほぼ横ばいの微増傾向にある中で、保育園の申込者は年々増加傾向にある。

その需要に応えるために、定員の拡大を図った結果、待機児童数は平成23年度の116人をピークに一旦は減少に転じたが、平成26年度の38人を境に、再び増加傾向にある。

3ページ、平成29年度の年齢ごとの待機児童の内訳である。

上の表は、入所の状況で、真ん中が新定義の待機児童数。下の表が、旧定義の待機児童数となっている。

新定義での待機児童は、保留者から他施設通園者、希望園待機者、求職活動を休止している方を除いて集計しているが、旧定義では、更に4月1日現在に育休をしている場合も除いて集計していた。

その結果、本市の待機児童数は、新定義では114人であるが、旧定義では58人で、同じ旧定義で比較すると、昨年度の79人から21人の減となっている。

その内訳を見ると、本市の待機児童は0歳から2歳までに集中しているのが分かる。

国では、この待機児童を、平成31年度に向けてゼロにすることを、各市町村に義務付けており、それぞれの市町村で、そのための計画を策定しているところである。

4ページ、平成31年度までの保育需要の見込を推計したものである。

就学前児童の人口は、微増傾向であるが、保育園の入園希望者は増加を続け、就学前人口に占める保育園申込者の割合を見ると、平成29年度の40.3%から、平成31年度には44.9%に達する見込となっている。

仮に、保育園の定員を現状で維持した場合には、平成31年度には740人の定員枠

の不足が見込まれる試算となっている。

5 ページ、こうした状況を踏まえ、「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」に定めている、平成31年度に向けて待機児童の解消を図るために、「朝霞市保育園等の待機児童対策の基本方針」を策定し、4つの取り組みを実施したいと考える。

具体的な内容が、次のページから記載している。

一つ目は、認可保育園及び小規模保育施設の新設による定員の拡大である。

今後、更なる保育需要の高まりに対応するためには、これまでどおり、保育園等の定員の拡大を基本的な柱とすることが必要であると考えている。

そうした中で、0歳から2歳までの、低年齢児に多くの待機児童が生じていることから、小規模保育施設等の整備を中心に定員の拡大を図っていく必要があると考えている。

具体的には、平成30年度は、保育園3園と、小規模保育施設等を3施設の開園により、227人の定員増を図り、平成31年度には保育園2園と、小規模保育施設等を5施設の新設より、275人の定員増を図り、合計502人の拡大を考えている。

二つ目は、幼稚園の預かり保育の拡充である。

小規模保育施設を中心とした整備を進めた場合、2歳と3歳の定員の格差が今以上に広がることから、3歳で保留になる児童を生む結果となることが予想される。

いわゆる、3歳の壁と言われるものである。

現在、各幼稚園では、保育園でいうところの延長保育にあたる預かり保育を実施しているが、時間が短かったり、夏休みなどの長期休暇に実施していなかったり、保育を必要とする保護者には使いづらい部分もある。

そのため、各幼稚園に対して、預かり保育の拡充をお願いすると共に、預かり保育を実施する幼稚園に補助金を交付し、保護者の負担軽減を図ることで、小規模保育施設などの利用者の、3歳以降の受け皿として活用することを考えている。

三つ目は、保育士の処遇改善及び保育士確保のための支援である。

保育士不足が社会的な問題となっている中で、本市においても保育園等の拡充に伴い、保育士が不足することが懸念される。

また、保育士の雇用が進まないことは、保育の質の低下にもつながってくることが考えられる。

現に、本市においても、保育士が集まらないために、定員を減らして対応している保育園がある。

そのため、保育園に対して保育士の処遇改善にかかる費用の一部として、保育士1人当たり、月1万円を補助すると共に、保育士募集のための就職説明会の開催と、保育士の子どもが保育園等の利用を希望する場合に優先的な取り扱いをすることで、保育士の長期にわたる安定的な雇用と保育士の雇用促進を支援することを考えている。

四つ目は、市指定家庭保育室への支援の継続である。

家庭保育室への支援は、現在、一部県の補助を受けながら実施しているが、平成31年度をもって県の補助制度が廃止となることが予定されている。

家庭保育室は、0歳から2歳までの低年齢児に多くの待機児童が生じている中で、保育需要の受け皿として、重要な役割を担っていることから、県の補助が廃止された以降も、市の補助分だけを残して、引き続き、家庭保育室への支援を続けていくことが必要であると考えている。

以上の、4つの取り組みをもって、本市の「朝霞市保育園等の待機児童対策の基本方針」して、位置づけてまいりたいと考えている。

次に、これらの事業を実施した場合の経費について、説明する。

参考の1枚目、この表は、上の表が、平成26年度から平成29年度までの予算額と、平成30年度と31年度の予算見込額で、市全体の予算と、民生費の予算の次に、保育園及び幼稚園にかかる経費の内、整備費用を除いた、いわゆるランニングコストを記載している。

中段の表が、保育園及び幼稚園にかかる経費の負担割合の表となっており、一番下の表が、保育園の施設数と定員の推移となっている。

今回の取組によりかかる経費は、一番上の表のうち、中段の、保育園・幼稚園にかかる経費をご覧いただきたい。

平成29年度の予算額は、5,138,116千円のところ、平成31年度には、5,864,652千円で、歳出ベースで、約7億2千万円の負担増を見込んでいる。

負担割合については、中段の表をご覧いただき、保護者負担、公費負担とあり、市の負担額は、一番下の行になる。

平成29年度の市負担額が、2,898,805千円のところ、平成31年度には3,182,658千円で約2億8千万円の負担増を見込んでいるところである。

最後のページについては、保育園の整備に係る費用の表となっている。

現在のところ、平成31年度に保育園2園を整備するための費用を見込んでおり、総額341,828千円のところ、市の負担は約3千8百万円を見込んでいる。

以上で、説明を終わる。

【意見等】

(内田健康づくり部長)

基本方針を定める理由は何か。

市では一般に方針があって計画を定めるという流れがあると思うが、今回、子ども・

子育て支援事業計画がある中で、基本方針を定めることになった経緯はどうか。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

今回の経緯として、本市は、待機児童数が県内で高い数値で推移しており、常に上位に位置付けており、今年度は定義の見直しがあり、県内で1位となった。

また、6月議会で田原議員から待機児童に関する質問を受け、市として待機児童に関する今後の計画を定めることと市長答弁があった。

このような流れの中で、今回、基本方針を定めることとした。

本基本方針と子ども・子育て支援事業計画の関係については、子ども・子育て支援事業計画は国の法律で定めることとされており、本基本方針は待機児童の解消に向けた2年間の取組、考え方を示したものである。

基本方針という名称については何かの根拠によるものではなく、変更可能である。

他市ではアクションプランなどの名称が付けられている。

(神田市長公室長)

子ども・子育て支援事業計画は法により策定が義務付けられている。

今回の方針は、何を根拠に定める必要があるのか。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

子ども・子育て支援事業計画の中で目標値は定めているが、具体的な手法は定めていない。

今回の方針で待機児童対策の具体的な手法を定めるものである。

(内田健康づくり部長)

現在、目標があって手法がない状態ということか。

例えば、市の総合計画の場合、総合計画で目標を掲げて、実施計画で各事務事業が位置付けられているという関係がある。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

子ども・子育て支援事業計画において、総合計画における実施計画にあたる計画などはない。

(三田福祉部長)

子ども・子育て支援事業計画は、総合計画における実施計画よりも更に細かいものである。例えば、具体的に何人の定員を用意して何人の待機児童を解消するという記載までしている。

総合計画における総合計画と実施計画のような関係ではない。

(内田健康づくり部長)

目標があるということは、手法があるから目標が定められているのではないか。

(三田福祉部長)

他市では、待機児童の「緊急対策」や「アクションプラン」などの名称を付けている。

方針と定めると、計画の中の組立であると捉えられてしまうならば、変更することも考えられる。

今回の議題は、平成31年度に待機児童をゼロにするための取組をまとめたものという認識である。

非常に多額の費用がかかり、市全体に影響があると考えられるため、政策調整会議・庁議に諮り、市の方針とするものである。

(神田市長公室長)

基本方針という名称は変更するべきである。

従来ある子ども・子育て支援事業計画がある中で、待機児童をゼロにするための暫定対応をまとめたものということ。

(三田福祉部長)

通常の計画と異なり、国の方針を受けて、子ども・子育て支援事業計画を定めた際は県に申請して承認を受けており、同事業計画において待機児童をゼロすると定めなくてはならない。

(木村議会事務局長)

1点目、6ページの基本方針2「市内幼稚園の預かり保育の拡充」について、小規模保育施設は「保育所」というイメージがあると考えられるが、小規模保育施設に2歳まで預けていて、その後、幼稚園を選択する保護者の見込みはあるのか。

2点目、7ページ基本方針3の(3)保育士の子どもが保育園等の利用を希望する場合の優先的な取り扱いの実施について、市内の認可保育園等に保育士として勤めている保護者の子どもを優先的に入園できるよう加点することで、不公平感は出ないのか。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

1点目については、小規模保育施設は新制度が始まったときに国のほうで位置付けた制度であり、0から2歳までの子どもを受け入れる施設である。

2歳までしか預かることができない施設であるため、3歳になるときに次の場所として、多くは保育園への入園を希望する保護者が多い状況である。

ただ、小規模保育施設を設置することによって、2歳の定員が3歳の定員を上回ることを考えられる。

市の窓口の経験上、3歳に上がる際に幼稚園を希望する保護者の方がいらっしゃることは把握しており、また、幼稚園を選択できない理由として料金が高いこと、そして預かってくれる時間が短いことのために、保育園を選択している保護者が多くいらっしゃるということが分かっている。

そのため、補助することによって、延長保育部分の保育園と幼稚園の保育料の差をなるべく小さくすることが1つ。また、幼稚園が預かり保育の時間を長くしていただく、そして春休みや夏休みの保育をしていただく。これらによって、幼稚園を選択できるようにしていく。

市の窓口の経験上、保護者において幼稚園は教育を受ける施設、保育園は保育を受ける施設という感覚を持っており、自分の子どもに教育を受けさせたいが、幼稚園の制約から選択することができないといった方がいらっしゃる。

基本方針2の事業を行うことで、幼稚園を選択する方が増えるものと考えている。

2点目、保育士の子どもの優先入園については、保育士不足を受けて、保育士の子どもを保育園で受け入れる場合は優先的な取り扱いをするよう国から各地方公共団体に促しているが、団体によって保育士の子どもの優先入園の取り扱いを実施状況は様々であ

る。

担当としても、不公平感をおっしゃる方がいらっしゃるだろうことは予測している。

保育園運営審議会や子ども子育て会議で意見を聞いたところ、一般の保護者の方を含め、保育士が不足しているならば保育士の子どもへの優先入園は必要であろうという意見を多数いただいたことから、事業を実施していきたい。

不公平感をおっしゃる方がいらっしゃった場合は、ご理解いただけるよう説明してまいりたい。

(佐藤水道部長)

1点目、保育園整備に係る経費の財政負担において、埼玉県は南部を中心に待機児童が問題となっている中で、県負担が平成26年度以降ない、財政支援がない理由はあるか。国は負担あるにも関わらず、県は負担しないのは何故か。6ページ基本方針1の認可保育園及び小規模保育施設の新設について、埼玉県の補助等がないことを確認したい。

2点目、7ページ基本方針3の(1)保育士の処遇改善のため、保育士1人当たり1万円を支給するとあるが、これは市単独事業か。また、同事業は、末端の保育士に直接1万円が渡るのか。以前、介護従事者の処遇が悪いということで改善する施策があったが、現実には末端の介護従事者には渡らなかったということがあった。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

1点目については、保育園の建設に関して平成26年度までは安心こども基金という埼玉県の補助を活用していたが、それ以降、国の整備交付金を活用しており、現在、市の負担は12分の1、国が3分の2、それ以外は事業者負担となっている。

活用している補助金が異なるために、現在は埼玉県の補助がないということである。

また、保育園の運営に関して法令により負担割合は定められており、国が2分の1、県が4分の1、残りの4分の1が市の負担となっている。

2点目、保育士への1万円補助については、市の単独事業として考えている。また、末端の保育士に渡るかについては、担当としても危惧しており、給与支給表の提出を求めるなど、確実に行き渡ったことが分かるような仕組みが必要であると考えている。

(内田健康づくり部長)

健康づくりを所管していて、高齢者にかかる財政負担は増大する見込である中、今回の方針では平成31年度まで毎年1億円増大しているが、この負担の右肩上がりはいつまで続くのか。

高齢者負担が今後増大する中で、児童負担がこのまま増えていくと、今後、市全体として大きな財政的な影響がある。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

今回の方針は2年間の方針期間であるため、2年間しか見えていない。

担当での推計として、未就学児の人口はこのまま横ばい、そのうち、保育需要は右肩上がりで上がっていくだろうと考えている。

方針の中で、今後の保育需要は平成31年度に44.9%まで上がるとしたが、将来的には50%くらいまでは上がるものと考えている。

今回の方針とは別に、今後、長期的な計画を定めていきたいと考えている。

(内田健康づくり部長)

市の財政に与える影響は非常に大きいと考える。

現在、対応することが今後の大きな影響に繋がることも含めて市全体で考えないといけない。

(神田市長公室長)

政策調整会議、庁議の決定をもって、これらの事業が全て予算措置までの実施段階まで承認されるということにはならない。

今回の議題は、あくまで市の考え方として定めるものであると捉える必要がある。

この考え方をもとにして、実施計画を精査し、予算査定を経て、予算案をまとめる。さらに、議会の議決を得て、市の事業となる。この手続きに変わりはない。

健康づくり部長からもあったように、今後、市の他の事業にも大きく影響するため、各部長の共有と合わせて、それぞれ所管する事務事業とのバランスを考えることが必要である。

(小野里会計管理者)

4ページに不足が見込まれる定員枠が740人とあり、6ページ(1)保育園及び小規模保育施設の新設により502人の定員拡大とある。

1点目、この502人の定員拡大の見込みはあるか。

2点目、不足が見込まれる定員枠740人から定員拡大502人を差し引いた、238人の定員枠は他の施策で解消され则认为られるのか。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

1点目、定員拡大502人のうち、平成30年度227人の定員拡大は協議を進めており、見込みは立っている。平成31年度275人の定員拡大については、現時点で協議していないが、今回の方針を定め、事業を進めてまいりたい。市内で保育園を運営したい事業者は頻繁に保育課に来ている。

2点目、保育園は緩和定員、定員の弾力化があり、それを活用して150～180人の定員を確保したい。それ以外に、家庭保育室事業の継続で補い、待機児童の740人を全て解消できると考えている。

(上野総務部長)

基本方針2については市単独補助制度の創設とあるが、この事業により何人の定員を確保できるのか。

また、非常に厳しい財政状況において新規事業は慎重にならざるを得ない中、市の事業として実施するにあたって、基本方針の2と4の事業における他市の状況はどうか。必要性は重々承知しているが、どこまで把握していて、どれほど効果があるのか。基本方針4は埼玉県が補助制度を廃止するとなっているので確認したい。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

まず、基本方針2の幼稚園の預かり保育について、近隣の新座市、志木市、和光市、戸田市、富士見市に確認したところ、新座市、志木市、戸田市において実施している。実施の方法については各団体で様々である。

国の考えとして、3歳以降の受入れに幼稚園を活用していくよう求められており、ま

た市内の幼稚園で300人ほどの定員の空きがあるので、その定員の空きを活用していきたい。

実際、幼稚園に確認し、全ての幼稚園で協力的な対応をいただけるものと考えている。

このため、3歳以降の300人ほどの定員確保に効果があるものと考えている。

次に、基本方針4の家庭保育室については、現在、市内4施設の総事業費は5千万円ほどであり、そのうちの県の補助は550万円、ほとんどが市の持ち出し予算となっている。

今回の方針は、埼玉県補助が廃止され、市の単独事業となっても事業の継続を掲げるものである。

この事業については、他市の状況は把握していない。埼玉県に補助の継続を求めているが、ほぼ廃止を決定しているとのことである。

この事業を継続することで、80人から120人の定員を確保できるものと考えている。

(澤田都市建設部長)

同じく、基本方針4について、埼玉県の補助が平成31年度をもって廃止になるということであれば、今回の基本方針の対象期間が平成31年度であるため、埼玉県の補助が廃止されること自体は関係がないのではないかと。

それとも、平成32年度以降の取組をあらかじめ検討することを明記したということか。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

内情として、現在ある家庭保育室は認可保育園への移行している最中であり、平成31年度に向けて家庭保育室としては縮小していく。

埼玉県では新たな家庭保育室は認めないと言われており、市の単独事業としては、今から始める必要がある。

(三田福祉部長)

家庭保育室は小さい規模でやっており、現在、市内に4施設ある。

埼玉県の補助が廃止されると、事業者は廃業することを考える傾向があり、この2年間で半分ほどの数に減ってしまっている。

現在の4施設に継続していただくためには、埼玉県の補助制度は廃止されても、市は制度を維持していくことをアピールしておく必要がある。

それは子どもを預ける保護者に対しても、同様にアピールしておきたい。

(上野総務部長)

市の歳出は右肩上がりが増大することが見込まれている中で、保育料の見直し、歳入の見直しを考えているか。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

保育料の見直しについて具体的に検討している。

前は平成27年度に値上げをしており、現在、保育料の見直しのための会議を行っている。

来年度に見直すことは難しく、平成31年度の見直しに向けて検討している。

(澤田都市建設部長)

待機児童が生じている原因をどう分析しているか。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

待機児童の原因の分析としては、未就学児の人口がほぼ横ばいで推移している中、保育需要は伸びている。これは統計で確認はできていないが、共働きが増えていることが要因であると考えている。

(三田福祉部長)

共働きが増えていることについて、朝霞市として確認できるデータはない。あくまで一般社会において言われていることである。

ただし、客観的なデータにより合計特殊出生率が県内の中で高い。子どもの数は減っていない。保育需要は増えている。

先日、埼玉県が市町村の転出入の統計データを公表したが、こうした資料を分析する必要があると思うが、朝霞市で生まれて、市内の保育園を利用している方が多いと考えている。幼稚園の利用率も他市に比べて高い。児童館や子育て支援センターの利用率も高い。

(澤田都市建設部長)

4つ基本方針はどのような経緯で出てきたのか。

(三田福祉部長)

待機児童を減らすための手段をまとめたものである。

(澤田都市建設部長)

総量で定員が不足していることは分かるが、地域ごとの対応は考えているのか。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

基本的に保育施設を建設する場合、地域的な偏在がないように考えている。

大きく分ければ、朝霞駅方面と朝霞台方面とで分けて、均等に出来るようにしている。

需要は駅前に集中しており、特に小規模の施設については駅前に集中して設置されている現状である。

(嶋学校教育部長)

保育士不足は本市だけでなく全国的に課題であり、埼玉県の南部地域では特に重大な課題になっていると考えられる。

教員も不足しており、教員を配置したいが登録の教員がいないために配置できないという状況がある。

6ページの基本方針1に、平成30年度に227人の定員拡大、平成31年度に275人の定員拡大とあるが、合わせて500人ほどの定員拡大に対して保育士の人材確保は可能なのか。

処遇改善の1万円の補助についても他市でも実施されていることも考えられる。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

保育士の確保は非常に難しい課題である。

ここ数年、朝霞市で定員の拡大を進めている中で、保育士をなかなか採用できないことは事業者から聞いている。

処遇改善の補助について、他市では多くが実施しており、都内では月4万円以上の補助をしている団体もあり、朝霞市で1万円の補助をしないということでは、ますます保育士の確保が困難な状況になると考える。

(嶋学校教育部長)

例えば、6ページにある平成30年度の定員拡大するために、保育士をどの程度確保する必要があるのか。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

概算ではあるが、60人定員で保育士は10人程度が必要である。

(三田福祉部長)

平成30年度に新設する保育園等についてはすでに協議は開始しており、保育士が集まらないと認可もできないため、確保されるものと考えている。

平成31年度に新設する保育園等については、新たに保育士を確保できる事業者が出てくるかという話になる。

(神田市長公室長)

放課後児童クラブとの関係で課題はないか。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

放課後児童クラブについては、保育園の定員の増加に伴って、小学校1年生になった時点で放課後児童クラブの確保も必要になると考える。

これまで放課後児童クラブの指定管理者として朝霞市社会福祉協議会にお願いしており、平成26年度までは待機児童は生じずに受入れができていたが、それ以降は一部受入れができない状況である。

教育委員会、学校に協力をいただき、教室を確保し、受入れの人数を増やしているが、それでも不足が生じているため、現在、民間の放課後児童クラブに対して補助金を交付することで定員の枠を増やしている。

今後について、放課後児童クラブの受入れは小学6年生までとなっているが、特に必要性の高い小学3年生までの受入れは確実にを行うため、民間の放課後児童クラブを増やしていくことで対応している。

(神田市長公室長)

要するに、保育園と同様に放課後児童クラブの財政負担も今後増えていく。

市の単独でまかなうような状況では厳しいことと、さきほどの民営化にあるような他の手法への転換も考えていかないと、将来的に立ち行かない状況にあることが分かる。

まとめるにあたり3点を提案させていただきたい。

1点目、タイトルが基本方針であることに違和感がある。

2点目、5ページの「今後の対策」の中で、「以下の4つの取組を実施します」という断定的な表現は見直す。

3点目、受益の問題や今後のあり方を検討する旨を記載する。

以上の3点について、各部長から意見あるか。

担当としてはどうか。

(担当課：麦田福祉部次長兼保育課長)

1 点目、タイトルは分かりやすいように変更することは可能である。

2 点目、断定的な表現も修正可能である。

3 点目、保育料の見直しは実際に検討しており、追記することは可能である。

(三田福祉部長)

3 点目の保育料の見直しは別の観点である。

今回の議題は待機児童を解消する 2 年間の緊急の取組であると位置付けており、保育料の見直しをこの中で書くことは違和感がある。

5 ページの「今後の対策」の中で、「今後の保育需要を見据えた長期的な再検討は必要である」旨を記載することでどうか。

(神田市長公室長)

まとめると、

1 点目、タイトルについては、緊急的な対応という内容にする。

2 点目、「今後の対策」で全体のバランスを考慮し、「以下の 4 つの取組を実施します」という断定的な表現は見直し、「他の施策や財政状況を鑑み」、「精査します」や「努力します」などの表現にする。

3 点目、将来の見込については、「今後の保育需要を見据えた長期的な再検討は必要である」旨の記載をする。

(宮村市民環境部長)

2 点目について、法の定めのない自主的な方針において、「実施します」という表現では実施するものだと捉えられる。

他の部署でもやらなくてはならない施策がある中で、こうした方針をつくったものが先に事業決定してしまうということではおかしい。

(三田福祉部長)

「取り組みます」とさせていただきたい。

(木村議会事務局長)

庁議を経た後の予定はどうか。

(三田福祉部長)

定例記者会見を行い、その前に議員への資料配付を行いたい。

【結果】

必要な修正を行い、庁議に諮ることとする。

【閉会】